

事業名	新商品等開発事業	販売促進事業	施設・機械設備等整備事業
対象となる取り組み	6次産業化のために実施する新商品の開発のための取り組み	6次産業化で開発した商品の流通、販売、宣伝のための取り組み	6次産業の事業化や拡充に必要な施設や機械等を整備するための取り組み
申請できる方	農林漁業者のみ		農林漁業者及び商工業者
対象経費例	<ul style="list-style-type: none"> ・講師への謝礼や交通費 ・試作品の開発費 ・市場調査に関する経費 ・試食会開催の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトの作成費用 ・パッケージの開発費用 ・商品パンフレットの作成費用 ・受発注システムの導入費用 <p>※6次産業化した新商品の販売開始から1年経過日より前に取り組みを開始したものに限ります。</p>	<p>①加工・販売に必要な施設・機械に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工設備やレストラン等※の改修や整備費 ・加工設備やレストラン等※に付帯する販売施設の整備費 ・加工、製造、包装に必要な機械等の新規導入費 <p>※補助対象となるレストラン等には所定の要件があります。不動産に係るものは市内での実施に限ります。</p> <p>②原材料生産に必要な機械に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産に必要な専用機械の導入費 <p>※①に該当する整備または導入と併せて実施する場合のみ対象となります。</p>
補助率	対象経費の2分の1以内		
補助上限額	100万円		500万円
申請可能回数	事業ごとに1対象者、1年度につき1回まで		1対象者につき1回まで